

## ○厚生労働省令第百四十二号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成二十三年法律第八十八号）第十八条第一項、第二十一条の二第二項において準用する第二十一条第二項、第二十七条及び第五十条並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第六条第四号並びに第九条第一号及び第二号の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。  
第四条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第四条の二 令第六条第四号口の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合

二 企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

三 企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合

四 企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合

第八条第一項第四号及び第二項第四号中「事業主掛金」の下に（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金）を加える。

第十五条第一項第四号中「掛金の額」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額」に、及び掛金」を「並びに事業主掛金」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（企業型年金加入者掛金の額の通知）

第十七条の二 前条の規定は、企業型年金加入者掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知について準用する。この場合において、同条中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条の二第二項」と、事業主掛金」とあるのは「企業型年金加入者掛金」と読み替えるものとする。

第二十一条第五号中「掛金の額及び掛金」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金」に改め、同条第六号中「掛金」を「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれら」に改める。

厚生労働省のちひらき  
様式第七号（第二十七条第一項関係）

厚生（支）局長 殿	年 月 日
承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所	印
企業型年金に係る業務報告書	
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長及び地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「地方厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合には、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金に係る業務報告書

1. 実施事業所の事業の種類

事業の種類

（備考）業種区分については、厚生年金保険法第 6 条第 1 項で規定している区分（第 1 号イからタまで及び第 2 号並びに第 3 号）を記載すること。

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
電話番号	
担当者	
（ 事業年度 ） 年 月 日から 年 月 日まで	

2. 他の企業年金の実施状況

厚生年金基金	
税制適格退職年金	
特例適格退職年金	
確定給付企業年金	
私立学校共済組合	

中小企業退職金共済制度	
特定退職金共済制度	
その他（自社年金等）	

（備考）他の企業年金を実施している箇所に「○」印を記載すること。

3. 想定利回り  %

（備考）確定拠出年金を導入する際に想定していた利回りを記載すること。（想定利回りがなければ、×を記載すること。）

4. 厚生年金保険適用者数

	人 数
男	人
女	人
計	人

（備考）事業年度末時点のものを記載すること。

5. 加入者等の状況

加入者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末加入者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人
運用指図者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末運用指図者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

（備考）資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。

6. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額

事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	円
----------------------	---

（備考）企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。

7. 事業主掛金の状況

資産管理機関の商号又は名称	事業主掛金の額
	円
	円
	円
事業主掛金総額	円

（備考）事業年度内に支払われた事業主掛金について記載すること。

## 8. 企業型年金加入者掛金の状況

	企業型年金加入者掛金の拠出人数	企業型年金加入者掛金の額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 事業年度内に支払われた企業型年金加入者掛金について記載すること。

## 9. 返還資産額の状況

	人 数	返 還 資 産 額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 事業年度内に返還された資産について記載すること。

## 10. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
- 事業年度末時点のものを記載すること。
- 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
- 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
- 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号八又は同項第3号力からナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

様式第八号（第二十七条第二項関係）

	年 月 日
厚生（支）局長 殿	
	承認番号
	厚生年金適用事業所の名称
	所在地
	事業主名
	住所
	印

## 企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

(備考)

- 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに厚生局長及び厚生支局長が発行した承認番号をいう。
- 「地方厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合には、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

## 企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
( 事業年度 )	
年 月 日から	年 月 日まで

## 1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④については、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③については、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに係る業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人	円			
	企業型年金運用指図者数 人	円			
	合計 人	円			
	企業型年金加入者数 人	円			
	企業型年金運用指図者数 人	円			
	合計 人	円			
合計	企業型年金加入者数 人	円	—	—	—
	企業型年金運用指図者数 人	円			
	合計 人	円			

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号八又は同項第3号力からナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給付		事業年度末の受給者数(うち本年度の新規受給者数)		支給総額(うち新規受給者への支給額)
老齢給付金	年金	男	人(人)	円(円)
		女	人(人)	円(円)
		計	人(人)	円(円)
	一時金	男	人(人)	円(円)
女		人(人)	円(円)	
障害給付金	年金	男	人(人)	円(円)
		女	人(人)	円(円)
		計	人(人)	円(円)
	一時金	男	人(人)	円(円)
女		人(人)	円(円)	
死亡一時金		男	人(人)	円(円)
		女	人(人)	円(円)
		計	人(人)	円(円)
脱退一時金		男	人(人)	円(円)
		女	人(人)	円(円)
		計	人(人)	円(円)
計		男	人(人)	円(円)
		女	人(人)	円(円)
		計	人(人)	円(円)

(法第2条第7項第1号ロに係る業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに係る業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
企業型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第 2 条第 7 項第 2 号に係る業務の実施状況)

7. 報告者が法第 2 条第 7 項第 2 号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用方法数	第 1 号運用方法	第 2 号運用方法	第 3 号運用方法

(備考)

- 「第 1 号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第 16 条に規定する運用の方法の数を、「第 2 号運用方法」とは第 1 号運用方法及び第 3 号運用方法以外の運用の方法の数を、「第 3 号運用方法」とは令第 15 条第 1 項第 3 号力からナまでに掲げる運用の方法の数をいう。
  - 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
  - 企業型年金加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第 1 号運用方法数、第 2 号運用方法数又は第 3 号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
  - 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。
8. 事業主が法第 2 条第 7 項第 2 号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

- 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
  - 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。
- (法第 83 条第 2 項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第 83 条第 2 項の規定により行った個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等

件数	移換金額
人	円

(備考) 当該事業年度内に法第 83 条第 1 項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第 2 項の規定による通知の実績を記載すること。

10. 年齢及び掛金総額(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額)ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他の企業年金なしの場合(令第 11 条第 1 号に該当する者)

年齢区分 掛金総額 区分(月額)	年齢区分					人数計
	~20歳	21歳~ 30歳	31歳~ 40歳	41歳~ 50歳	51歳~	
~5,000円						
5,001円~10,000円						
10,001円~20,000円						
20,001円~30,000円						
30,001円~40,000円						
40,001円~45,999円						
46,000円						
46,001円~50,999円						
51,000円						
人数計						

②他の企業年金ありの場合(令第 11 条第 2 号に該当する者)

年齢区分 掛金総額 区分(月額)	年齢区分					人数計
	~20歳	21歳~ 30歳	31歳~ 40歳	41歳~ 50歳	51歳~	
~5,000円						
5,001円~10,000円						
10,001円~20,000円						
20,001円~22,999円						
23,000円						
23,001円~25,499円						
25,500円						
人数計						

(備考) 事業年度末の状況について記載すること。

11. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～45,999円						
46,000円						
46,001円～50,999円						
51,000円						
人数計						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～22,999円						
23,000円						
23,001円～25,499円						
25,500円						
人数計						

（備考）事業年度末の状況について記載すること。

12. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～	
0円						
1円～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～25,500円						
人数計						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（月額）	年齢区分					人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～	
0円						
1円～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～12,750円						
人数計						

（備考）事業年度末の状況について記載すること。  
13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第1号に該当する者）

事業主掛金	加入者掛金					
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,499円	25,500円
0円						
1円～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～25,499円						
25,500円						
25,501円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～50,999円						

## ②他の企業年金ありの場合（令第11条第2号に該当する者）

		加 入 者 掛 金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 12,749円	12,750円
事業主掛金	0円					
	1円～5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～12,749円					
	12,750円					
	12,751円～20,000円					
	20,001円～25,499円					

（備考）

- 1．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
- 2．事業年度末の状況について記載すること。

附 記

この通令は、平成十四年一月一日から施行する。